

# アダム・スミスの思想的進化と政府の役割

新 村 聡

## 1 はじめに

本日は、アダム・スミス生誕 300 年記念の講演会でお話をする機会を与えていただきどうもありがとうございます。本日の講演のテーマは、「アダム・スミスの思想的進化と政府の役割」です。政府の役割に関するスミスの思想が、かれの生涯でどのように進化したかについてお話をさせていただきます。

皆さまは、スミスについてどのようなイメージをお持ちでしょうか。スミスの教科書的なイメージは、自由放任、小さな政府、見えざる手、などの言葉に代表される自由主義の経済学者です。しかし実際に『国富論』を手にとって読むと、スミスは、自由放任だけでなく政府介入にもたびたび言及しています。厳密に申しますと、『国富論』には、自由放任と政府介入あるいは小さな政府と大きな政府の二側面が共存しているのです。ではなぜ『国富論』に、このような二側面が共存しているのでしょうか。

この謎を解く手がかりは、スミスの生涯にあります。スミスは、若い頃は、自由放任至上主義でした。ですから、現在一般に普及している自由放任の思想家スミスというイメージは、若い頃のスミスによく当てはまります。しかし成熟したスミス、つまり『国富論』を刊行する頃のスミスは、自由放任だけでなく政府の積極的役割を支持するようになります。本日詳しくお話するように、スミスはさまざまな経験を積み重ねる中で政府についての考え方をしだいに進化させていくのです。

ここでスミスの生涯について簡単にご紹介します。スミスは、1723 年にスコットランドに生まれました。2023 年は生誕 300 年に当たります。スコットランドはイギリスの北方に位置し、東海岸にエジンバラ、西海岸にグラスゴー

という二大都市があります。スミスは、エジンバラの少し北にあるカーコーデューという小さな町に生まれ、小学校を卒業した後、14 歳からグラスゴー大学で学びます。さらに 17 歳からオックスフォード大学で 6 年間学んだ後、スコットランドへ帰ってグラスゴー大学教授となり、道徳哲学という科目を講義しました。

当時、道徳哲学と呼ばれた学問は現在の人文社会科学に相当し、人間と社会について広く考える学問でした。スミスの講義内容は自然神学・倫理学・法学・経済学の 4 部門に大きく分かれていました。かれは、グラスゴー大学で教えていた倫理学の講義をもとにして、1759 年に『道徳感情論』を刊行します。スミスは法学の書物を刊行しませんでした。かれの法学講義に出席していた学生が速記で記録したノートが 2 種類発見されています。それによって、いまではスミスの法学講義を日本語の翻訳でも読めるようになっています。なおスミスの法学講義には、上述した道徳哲学の第 3 部門（狭義の法学）と第 4 部門（経済学）の両方が含まれています。

上述のように、スミスの思想は生涯とともに大きく変化しました。30 歳代にグラスゴー大学で道徳哲学を講義し『道徳感情論』を刊行した若い頃のスミスは、自由放任一元論で小さな政府を支持するオプティミストであり、貧富の格差を容認していました。しかしスミスは、40~50 歳代頃にさまざまな経験をして思索を重ねる中で、1776 年に 52 歳で刊行した『国富論』では、リアリストとして、自由放任と政府介入あるいは小さな政府と大きな政府の二側面の見解を共存させるようになるのです。ただしスミスが『国富論』でリアリストになったと言っても、若い頃のオプティミズムを捨て去ったわけではありません。かれは若い頃のオプティミズムを胸の内に秘めながら、同時に現実のさまざまな問題への対応策をリアリストとして熟考する中で、『国富論』の二面性が成立したのです。

では、スミスは、40 歳代の頃にどのような経験をして、何を考え、『国富論』にたどり着いたのでしょうか。スミスが現実のきびしい問題に直面して、どのように思索を重ねていったのかについて、これからお話ししたいと思います。

重要なポイントは 3 点あります。第 1 は、2 回の金融危機です。スミスは若い頃には銀行業に対する自由放任を主張していました。しかし 2 回の金融

危機を経験した結果、政府が銀行業や金融市場を規制しなければならないと考えるようになるのです。

第2は、スミスが『国富論』を執筆する過程で、当時の労働者階級の実情を非常によく調べたことです。『国富論』の賃金論にはさまざまな時代と国のさまざまな職種の労働者の賃金が詳しく述べられています。スミスは賃金だけでなく当時の労働者階級の実情を詳しく調べて、労働者たちが非常に憂うべき状態にあることに気づきました。賃金は上がっていても、労働者が実際に働いている状態には大変な問題があることをスミスは認識し、それに対処する方法を真剣に考えるようになります。その一つが、政府による労働者の初等教育(小学校)への支援です。後ほど詳しくご説明します。

スミスの思想的進化の第3のポイントは、格差容認から平等主義への転換です。若い頃のスミスは、貧富の格差を容認していました。未開社会に比べて文明社会では貧富の格差が拡大しますが、皆が豊かになっています。それゆえ皆が平等で貧しい未開社会よりも、貧富の格差が拡大しても皆が豊かになれる文明社会の方がよいというのが、若い頃のスミスの考えでした。

しかしその後スミスは、文明社会の将来の発展を考えるようになります。未開社会から文明社会になる時には、皆が豊かになるのだから格差は広がってもよいと言えるかもしれません。しかしスミスは、文明社会がさらに発展していく中で、不平等がさらに拡大してもよいのかと考えるようになるのです。

またスミスは、現実の文明社会では、資本蓄積とともに賃金率が上がり利潤率が下がるので、労働者と資本家の経済的平等化がしだいに進むと予想するようになります。しかし現実の社会には、大土地所有者と他の人々との大きな経済格差が残されていました。スミスは、税制によって経済的平等化をいっそう促進することを考えるようになるのです。スミスは、若い頃の『法学講義』では、税金は少ないほどよいと考えていました。しかし『国富論』になると、税制に対するスミスの考え方は大きく変わります。スミスは、富者に多くの税金を課して貧者の救済に使うことを支持するようになり、累進的な税制を提案しています。

以上の3点、すなわち、金融危機、公教育、累進税が、本日の講演の中心テーマです。以下で順番にお話しします。

## 2 金融危機と金融規制策

### (1) 1760 年代為替危機と 1765 年法

スミスは金融危機を 2 回経験します。1762-64 年のスコットランド為替危機と、1772-73 年の金融恐慌（以下、72 年恐慌と略記）です。どちらもスミスの世界観を大きく揺るがす大事件です。1760 年代為替危機の結果、1765 年に銀行を規制する法律が成立しました。スミスはその成立に深く関与し、とくに小額銀行券発行禁止の問題は、スミスの考え方を大きく変える契機となりました。スミスは、若い頃から自然的自由の重要性を強調してきました。しかし小額銀行券発行禁止の問題では、少数個人の自然的自由を社会全体の利益のために規制しなければならないことをはっきりと認めるようになるのです。さらに『国富論』では、72 年金融恐慌後に書かれた記述の中でも、銀行の自己規制策が主張されています。以下で順番にお話しします。

1760 年代のスコットランド為替危機が発生した当時、イギリスとフランスは七年戦争をしていました。イギリスの勝利が予想されると、人々はイギリス国債の値上がりを期待して買い始め、スコットランドからロンドンへ資本が流出して、対ロンドン為替が下がりました。現代でも、日本から海外へ資金が流出すると円が売られて円安になるのと同様です。スコットランドからイングランドへ資金が流出して為替が下落し、スコットランドのタバコ商人がイングランド商人よりも不利になりました。

スコットランドでは、為替下落にともなって金融危機が起きました。当時は兌換銀行券ですから、銀行券を銀行へ持っていくと金銀貨と兌換できる制度がありました。通常は、銀行券が市中で流通するので、銀行券を金銀貨と兌換する人は少なく、銀行は発行した銀行券の 20% 程度しか兌換準備金を用意していませんでした。しかし金融不安が起きると、人々は銀行券を急いで兌換しようとするので、多くの銀行が兌換準備金の不足に直面しました。為替危機の中で、エディンバラの二大認可銀行は金融引き締め策を実施して、貸付を減らしたり、金利を引き上げて預金を増やしたりしました。この金融引き締め策で流通する銀行券が不足したので、小規模な銀行業者が大量の小額銀行券を発行するようになりました。

当時、スコットランドの金融機関は、規模の異なる3グループに分かれていました。二大認可銀行、中堅の地方銀行、零細な銀行業者です。エディンバラの二大銀行は、議会や国王に認可されていたので認可銀行または公的銀行と呼ばれていました。中堅の地方銀行は、スミスが住むグラスゴーなどスコットランド各地にありました。そしてエディンバラに多数の零細な銀行業者がいました。

この零細な銀行業者が小額銀行券を発行するようになったのです。小額銀行券は偽札が横行し、零細な銀行業者の倒産も多かったので、地代を受け取っていた地主層が小額銀行券の受け取りを拒否する声を各地であげます。この動きに呼応して、エディンバラの二大認可銀行は、銀行券の発行の独占を意図して議会に請願しました。国王は請願を受けて、枢密院に3人委員会を設けて諮問します。委員のうち、オズワルドとエリオットはスミスの友人であり、もう1人の王璽尚書マールバラ公を含めて全員がスコットランド出身でした。

エディンバラの二大認可銀行が発券を独占する請願をして、非常に驚いたのがグラスゴーの銀行家でした。当時、グラスゴーの銀行は自分で銀行券を発行して、商人に5%の金利で貸していました。しかしエディンバラの二大銀行が発券を独占すると、グラスゴーの銀行は利子を支払って銀行券を借りて商人や企業家に貸し出すので、利益が激減するのです。そのために、グラスゴーの銀行家たちは、エディンバラの二大銀行による発券独占を阻止するために強力な反対運動を展開しました。このとき反対運動の中心となった人物が4人いました。1人目はグラスゴー市長であり大タバコ商人で銀行家のイングラム、2人目は大タバコ商人で銀行家のグラスフォード、3人目は当時のグラスゴーで最高の知識人であったアダム・スミス、4人目のミューア男爵は、政治家、銀行家で、スチュアートの叔父、スミスの友人、さらにマールバラ公の友人でした。

イングラムとグラスフォードは、スミスの支援を受けながら、グラスゴーの銀行家の主張をまとめた2通のパンフレットを書いて、3人委員会の1人マールバラ公に送って理解と支持を求めます。パンフレットの内容はスミスの『国富論』とほぼ同様であり、スミスが執筆を強力に支援したことはほぼまちがいありません。それだけではありませんでした。スミスは、バックルー公の旅行付き添い教師として渡仏するためにグラスゴー大学を辞職し、1月下旬にロンドン滞在中にマールバラ公を訪問しています。スミスがそのときに銀行券

の発行の問題について説得したことはほぼまちがいありません。その数日後に、エディンバラの二大認可銀行の代表団がロンドンを訪れますが、3人委員会は、われわれは発券の自由を支持する、つまりグラスゴーの銀行家の主張を支持すると告げます。おそらくスミスは、友人のオズワルドたちからエディンバラの二大銀行の代表団がロンドンを訪れることを知らされていて、それに間に合うように1月下旬にロンドンに到着してマールバラ公に会って説得したのではないかと思われます。

マールバラ公は、エディンバラの二大銀行の代表団と会った翌日に、グラスゴーの友人のミュア男爵に手紙を送り、スミスが尋ねてきたことについて書いています。ミュア男爵は、スミスとマールバラ公の共通の友人であり、おそらく2人の会見を設定したのでしょう。

その後成立する1765年法には、グラスゴーの銀行家とスミスが主張していた内容がほぼそのまま取り入れられています。こうしてグラスゴーの銀行は、スミスの強力な支援を得て、エディンバラの二大銀行に勝利したのです。

なお、1765年法は、グラスゴーなどの地方銀行の発券の自由を認める一方で、零細な銀行業者の小額銀行券発行を禁止しています。つまり1765年法は、一方でエディンバラの二大認可銀行の発券独占を認めずグラスゴーなどの地方銀行の発券の自由を支持すると同時に、他方では、小額銀行券を発行していた零細な銀行業者の発券を禁止したのです。スミスは『国富論』において、1765年法の小額銀行券発行禁止について、次のように述べています。

「疑いもなくこのような規制は、ある点では自然的自由の侵害とみなすこともできよう。しかし少数の人の自然的自由の行使は、もしそれが社会全体の安全をおびやかす恐れがあるのならば、最も自由な政府であっても、最も専制的な政府の場合と同様に、政府の法律によって抑制されるし、また抑制されるべきものである。火災の拡がりを防ぐために隔壁を作ることを義務づけることも自然的自由の侵害であり、それはここで提案されている銀行業の規制とまったく同じ種類の侵害なのである。」(WN 324/ I 505)

これは、スミスが、少数個人の自然的自由を社会全体の利益のために規制することを明確に支持した最初の言説です。スミスは、『法学講義』では、銀行

に対して何もしないことが最良の政策であると論じていました。それに対して、上述の引用文では、少数個人の自然的自由を社会全体の利益のために規制することを明確に支持しています。スミスの見解をこのように大きく変えさせたのが、小額銀行券の発行禁止の問題でした。スミスは、グラスゴーなどの地方銀行の発券の自由を守るためには、零細な個人銀行業者の発券の自由を規制することはやむを得ないし、そうしなければ、エディンバラの二大認可銀行以外のすべての銀行の発券の自由を禁止する法律が実現してしまうと考えたのだと思います。

## (2) 1772-73 年金融恐慌

次に、1772-73 年の金融恐慌について検討します。スミスは、1772 年頃までに『国富論』の原稿をほぼ書き終えていました。ちょうどそのときに金融恐慌が起きたのです。スミスは親友のヒュームから大きな理論的影響を受けていましたが、2 人の見解が対立する問題もありました。その 1 つが銀行の安定性です。ヒュームは銀行の不安定性を危惧していたのに対して、スミスは銀行の安定性を楽観視していたからです。72 年金融恐慌が起ると、ヒュームはスミスに手紙を送って、執筆中の『国富論』の銀行論を再考するように勧めています。実際、スミスは金融恐慌に大きなショックを受けて、『国富論』の刊行を延期し、銀行論を大きく書き直すのです。

この時期にスミスはエア銀行の破綻原因を詳細に調査しています。スミスの教え子だったバックルー公がエア銀行の大株主で、巨額の損失を被っていました。スミスは、エア銀行の破綻の原因を調べて、同行が大量の銀行券を発行して兌換に応じることができなくなったことや、その背景に膨大な不良債権があったことを知ります。スミスは、エア銀行がなぜ巨額の不良債権を抱え込んで破綻したのかについて熟考しました。

スミスは『国富論』で、72 年金融恐慌の原因と再発防止策について詳細に論じています。スミスは、72 年金融恐慌の原因について、銀行券の過剰発行の一般的原因に加えて、72 年恐慌に特有のいくつかの歴史的原因があって、両者の複合作用によって恐慌が起きたと考えました。

銀行券の過剰発行の一般的原因は、銀行が銀行券を発行することによって得られる 2 種類の利益です。第 1 は、銀行が銀行券を発行した時点で得られ

る利益（銀行券の発行総額と兌換準備金との差額）であり、第 2 は、銀行が銀行券を貸し付けることによって毎年得られる利子です。これら 2 種類の利益を得るために、銀行はしばしば銀行券を過剰に発行して、兌換に追われることになりました。スミスは、スコットランドとイングランドで銀行券の過剰発行がたびたび起きて、銀行が苦勞して対処してきた歴史を説明しています。

さらに、72 年金融恐慌では、銀行券の過剰発行の一般的原因のほかに、いくつかの歴史的原因が加わって、金融危機が深刻化しました。スミスは、3 つの歴史的原因について述べています。(1) 企業家の過剰取引 (over-trading), (2) 融通手形 (circulating bill) の振出, (3) エア銀行の設立理念と活動, です。以下それぞれについてご説明します。

第 1 は、銀行から貸し付けを受ける企業家の過剰取引です。過剰取引とは、企業家が決済のために保有する支払い準備金 (ready money, 手元現金) だけでなく、それを越える流動資本や固定資本までも銀行から借り入れて事業をすることです。スミスは、企業家が支払準備金だけを銀行から借り入れるべきであり、流動資本や固定資本を借り入れて事業をすることは過剰取引であって、銀行券の過剰発行の原因になると考えました。スミスは、この過剰取引つまり支払い準備金を越える流動資本や固定資本の借入は、為替手形の割引のほかに、キャッシュアカウンタ (当座貸越) や、不動産担保貸付によっても行われたと述べています。

金融恐慌の第 2 の歴史的原因は、企業家による融通手形の振出です。為替手形には、真正手形 (real bill) と融通手形があります。真正手形は企業家が実際の事業活動にともなって発行する為替手形であり、銀行が真正手形を割り引くと、決済の期限が来たときに元金が銀行に返済されます。一方、融通手形は、事業活動をともなわずに、たんなる借り換えのために発行される手形です。銀行が融通手形を割り引くと、決済の期限がきたときに返済されずに新しい融通手形が発行されます。

企業家は、支払い準備金を越える流動資本や固定資本を借り入れるために、しばしば為替手形を振り出して銀行に割り引いてもらいました。そして為替手形の決済期限が来ると、元金に利子を加えた新しい為替手形 (融通手形) を振り出して、債務の借り換えをくり返したのです。

銀行が融通手形の割引を嫌うと、複数の企業家がチームを組んで交互に手形



を振り出す「振出と逆振出」という方法が用いられるようになります。スミスは『国富論』でこの方法を詳しく説明しています。当時、銀行から借り入れた企業家は、返済期限が来ると借り換えをくり返しました。このとき1人の企業家が借り換えをくり返すと銀行が気づきやすいので、企業家AとBがチームを組んで交互に借入をしました。Aが借りて返済期限が来ると、Bが借りて返済し、つぎにBの返済期限が来ると、Aが借りて返済します。こうして交互に借り換えをすると、銀行は貸したお金が返済されていると錯覚するわけです。実際には借り換えが続くだけですから、債務は返済されずに元金に利子を加えて雪だるま式に大きくなっていきました。

金融危機を深化させた第3の歴史的原因は、エア銀行の対応です。スミスによれば、他の銀行が、企業家の過大取引や融通手形の振出と逆振出に気づいて融資から手を引き始めたときに、エア銀行だけは銀行券の発行と貸付を続けました。というのは、同行は銀行券の発行と貸付によるスコットランドの産業振興という設立理念（スミスの見解では不適切な設立理念）に基づいて運営されており、他行が融資を拒否した融通手形を一手に引き受けたり、キャッシュアカウントや不動産担保貸付による放漫貸付を続けたのです。

エア銀行は、大量の銀行券を発行して貸し付けましたが、その多くは返済されずに不良債権となりました。正常債権の場合には、貸し付けられた銀行券は利子をともなって返済されます。しかし債務不履行の不良債権になると、銀行券は債務返済という形では銀行に戻ってきません。その代わりに、銀行券は第三者の手に渡り、債務返済ではなく兌換という形で銀行に戻ってきます。銀行は、銀行券の兌換請求があると金銀貨で兌換に応じなくてはなりません。しかし通常は銀行券の総発行額の20%程度しか兌換準備金を用意していませんでした。そのために、取付が発生して兌換請求が殺到すると、銀行の金庫はたちまち空になりました。エア銀行は、殺到する兌換請求に応じるために、ロンドンの金融業者から借り入れをして、返済期限が来ると別の業者から借り入れるという借り換えをくり返し、最後に倒産しました。

72年恐慌では、ロンドンで取付が起きると、スコットランドやオランダにも信用不安が拡がり、各地の銀行が連鎖倒産しました。スミスは、若い頃には、1つの銀行が倒産しても大きな問題ではないと考えていました。しかし1つの銀行が倒産すると、次々と連鎖倒産が起きたのです。

### (3) 金融市場の不安定性の原因

ここで金融市場の不安定性について少しお話をします。スミスの時代だけでなく、現代にも通ずる問題です。金融市場の不安定性の大きな原因は、一般的商品市場と金融市場との違いにあります。

2008 年のリーマンショックのときに、アメリカの経済学者ジョセフ・スティグリッツは、「見えざる手がなぜ見えないのかがわかった、それは存在しないからだ」と言いました。スミスは、スティグリッツよりも 200 年以上も前に、金融市場に見えざる手が存在しないことに気づいたのです。その最初のきっかけは、前述したように、小額銀行券の発行禁止の問題でした。スミスは、小額銀行券の発行には見えざる手が存在しないことをはっきりと認識しました。なぜなら零細な銀行業者が、自然的自由によって小額銀行券を大量発行すると、見えざる手によって調和が実現するどころか、むしろ社会に有害な結果がもたらされたのです。それゆえスミスは、政府による小額銀行券の発行禁止を主張しました。

スミスが金融市場に見えざる手が存在しないことを再認識したのは、1772 年のエア銀行の倒産と金融恐慌のときでした。スミスは、エア銀行のような銀行が自然的自由によって放漫貸付を続けると、見えざる手による市場の調和が実現するどころか、社会に大混乱を引き起こす金融恐慌が起きることを知ったのです。

ではスミスは、金融市場に見えざる手が存在しない理由をどのように考えたのでしょうか。以下では、スミスの時代だけでなく、現代にも通ずるような金融市場の不安定性について、少し敷衍してご説明します。重要な点は、一般的商品市場と金融市場との大きな違いです。3 点あります。

第 1 は、市場における需要と供給の一致（均衡）の違いです。一般の商品市場では、需要と供給が一致して売買契約が成立すると、そこで取引が終わります。しかし金融市場では、資金需要と資金供給が一致して金銭貸借契約が成立しても、そこで取引が終わるわけではなく、債権と債務が残ります。たとえば住宅ローンの契約を結んだ場合に、契約成立後に何十年間もローン返済が残ります。そして債務者が債務を返済できない場合には、銀行に不良債権が発生します。

第 2 に、不良債権が生じた場合に、銀行がすぐに処理すれば損失は小さく

て済みます。しかし債務者は、しばしば返済を先送りする借り換えという方法を用います。債務者が元金に利子を加えて新しい借入をすれば、当面は返済を先送りできるのです。先に述べたように、スミスの時代には、融通手形の振出と逆振出が広く行われました。しかし借り換えによる返済の先送りは永遠に続くわけではなく、最後にいきづまって倒産することになります。

第3は、信用不安による連鎖倒産の問題です。皆さんは、製造業と金融業では、連鎖倒産のメカニズムが異なることをご存知でしょうか。製造業では、ある企業が倒産すると、部品の取引先などの関連企業も連鎖倒産することはよくあります。ただし連鎖倒産するのは、その企業と取引関係のある企業に限られます。しかし銀行が倒産すると、その銀行とまったく取引関係のない別の銀行がしばしば連鎖倒産します。なぜでしょうか。

人々は、あの銀行が倒産したのだから、こちらの銀行も危ないのではないかと疑心暗鬼になって、預金の引出に殺到します。スミスの時代には、銀行券の兌換請求に殺到しました。いわゆる取付です。その結果として、銀行は預金の引出や銀行券の兌換に応ずることができなくなって、次々と倒産しました。銀行の連鎖倒産は、信用不安という心理的な原因から生ずるので、取引関係の有無は関係ないのです。スミスの時代にも、イングランドの銀行が倒産したという話がスコットランドやオランダへ伝わると、こちらの銀行も危ないのではないかという信用不安が拡大して、連鎖倒産が起きたのです。製造業の連鎖倒産は取引先の企業に限られるのに対して、金融業ではまったく取引のない他国の金融機関でも信用不安が拡大すると連鎖倒産するのです。

スミスは、金融市場に見えざる手が存在しないことを、自身の経験によって認識しました。そこでスミスは、どうしたら金融恐慌の再発を防げるかを熟考しました。スミスが考えた金融恐慌の再発防止策が、『国富論』に書かれてあります。スミスは不良債権の発生と銀行券の過剰発行を防ぐために、銀行が融資で守るべき2つの原則を提案しています。

第1は、銀行が企業家に支払い準備金だけを貸し付けるという原則です。支払い準備金は、企業家が取引を決済するために手元に置く資金です。スミスは、銀行が、企業家の支払い準備金を短期的に貸し付けるのはよいけれども、支払準備金を超えた流動資本や固定資本を長期的に貸し付けるべきではないと主張しました。なぜなら、銀行の経営者は資本を貸し付ける企業家の信用を判

断する能力を持たないからです。

スミスが『国富論』で述べているもう 1 つの原則は、銀行が真正手形だけを割り引き、融通手形を割り引いてはならないという原則です。真正手形は企業家が実際の事業活動にともなって発行する為替手形であり、銀行が真正手形を割り引くと、期限が来たときに元金が銀行に返済されます。一方、融通手形は、事業活動をともなわずに、たんなる借り換えのために発行される手形であり、銀行が融通手形を割り引くと、期限がきたときに返済されずに新しい融通手形が発行されます。それゆえスミスは、銀行が真正手形だけを割り引くべきであって、借り換えのために発行される融通手形を割り引いてはならないという原則を提案したのです。

### 3 労働者階級の状態と初等教育への公的支援

本日はスミスの大きな政府論に関連する 3 テーマについてお話しすると申しました。以上で第 1 のテーマである金融規制策を終えて、つぎに第 2 のテーマである労働者階級の初等教育への公的支援についてお話しします。

スミスは『国富論』で、政府が教育にどう対処するべきかを詳しく検討しています。スミスの結論的主張は、大学は自由放任、小学校は政府が経費の支援をして教育内容にも関わるべきであるというものでした。大学は、ある程度の地位と財産のある人々つまり上流階級と中流階級上層の人々の子弟が通います。親が経済的に裕福ですから、政府が教育費を支援しなくても、子どもを大学に通わせることができます。一方、小学校は貧しい庶民の子どもが通うので、親が授業料を払えないこともしばしばあります。そこでスミスは、政府が教師の給料の大部分を負担して、どんなに貧しい庶民でも子どもを小学校に通わせることができるようにするべきであると主張しました。

スミスはどのようにしてそのように考えるに至ったのでしょうか。スミスは『国富論』の執筆を準備する過程で、当時の労働者階級の実情を詳しく調べました。『国富論』の賃金論を読むと、スミスがさまざまな時代と国のさまざまな職種の労働者の賃金を非常に詳しく調べたことがわかります。スミスが調べたのは賃金に限られませんでした。スミスは、労働者階級の生活が実際にどのような状態であるかについても詳しく調べ、ひじょうに憂うべき状態にあることに気

づくのです。その原因は分業でした。

よく知られているように、スミスは分業を非常に高く評価しています。分業つまり仕事の分担によって労働の効率が非常に高くなるからです。スミスは、1本のピンを生産するのに、もし分業がなくて全作業を1人でおこなったら1日1本のピンを作れるかどうかともわからないけれども、分業を導入して、針金を伸ばす人、針金を切る人、尖らす人などで作業を分担すると、1日で1人平均4,800本も作れるようになると述べています。ですから、分業が実現する労働生産力の上昇はすばらしいものです。しかし、朝から晩まで頭を使わずに針金を切るだけの作業をしている労働者は、知的能力が非常に衰退することになり、スミスは気づくのです。朝から晩まで、針金を切るだけ、針金を伸ばすだけ、箱に詰めるだけ、などの単純作業に特化していると、人間の理解力は使われずに退化していくのです。スミスは言います。

「大部分の人間の理解力は、かれらが従っている日常の仕事によって必然的に形成される。全生涯を、少数の単純な仕事、しかも作業の結果もおそらくいつも同じかほとんど同じである作業をやることに費やす人は、さまざまな困難を取り除く手だてを見つけようと努めて理解力を働かせたり工夫を凝らしたりする機会がない。……かれは自然にこうした努力をする習慣を失い、たいていは神の造り給うた人間としてなり下がる限り愚かになり無知になる。」(WN 782/ III 143)

スミスはさらに、労働者が理解力だけではなくコミュニケーション能力や社会的判断力も著しく衰退させることを次のように指摘しています。

「かれは精神が麻痺してしまうため、理性的な会話を味わったり、仲間に加わったりすることができなくなるばかりか、寛大で高尚な、あるいはやさしい感情を何一つ抱くこともできなくなり、結局、私生活のうえでの日常の義務についてさえ、多くの場合に何もまともな判断が下せなくなってしまふ。自分の国の重大で広範な利害についても、まったく判断ができない。」(WN 782/ III 143)。

これらの引用文を読めば、スミスが神の見えざる手を信じていなかったであろうということは容易に推測できます。「神の造り給うた人間としてなり下される限り愚かになり無知になる」ことを神が意図するはずはないからです。

上述のように、スミスは分業による単純労働への専念が人間的能力を発達させる機会を奪い、知的・社会的能力を衰退させていることを深く憂慮しました。しかしスミスは、どんな分業でも有害な影響をもたらすと考えたわけではありません。スミスは、分業が人間発達に及ぼす影響を考察したときに、庶民と上流階級の大きな格差に注目します。スミスによれば、分業が人間発達に悪影響を及ぼすのは、庶民つまり労働者階級や中流階級下層の人びとに限られています。一方で、ある程度の地位や財産のある人々、つまり上流階級や中流階級上層の人々はそうではありません。スミスはその理由として次の 3 点をあげています。

第 1 は、青少年の時期に十分な教育を受けられることです。ある程度の地位や財産のある人びとが特定の職業につくのは 18-19 歳からであり、「それ以前に、世間から重んじられるか、または重んじられるに値する者になるための一切の教養を身につけるか、少なくともあとになってから教養を身につけるための用意をしておく時間は十分にある」(WN 784/ III145-146) とスミスは言います。

第 2 に、上層の人びとが生涯の大部分をすごす職業は、庶民の職業のように単純で一律なものではなく、ほとんどが「非常に複雑で、手よりも頭を使う」といったものであり、「こういう職業についている人びとの理解力が、使い方が足りないためにぼけてくるということはあるにない」(WN 784/ III146) とスミスは言います。スミスが教えたグラスゴウ大学の卒業生がつく職業は、法律家・聖職者・医師などの専門職が中心でした。

第 3 に、「ある程度の地位や財産のある人びとがつく職業は、朝から晩までかれらを悩ますようなものであることはめったになく、かれらは十分に余暇 (leisure) があるのがふつうであり」、若い頃に身につけた教養的能力によって、「余暇の間に自己を完成させていくことができる」(WN 784/ III146) とスミスは述べています。以上を要約すると、スミスは、上層の人びとが、青少年期に十分な教育を受け、成人後は知的で複雑な専門労働に従事し、余暇の自由な活動によって人格を陶冶していくことができるので、分業の弊害を免れることがで

きると考えたのです。

しかし 18 世紀に、社会の大多数を占める庶民にはこうした人間発達の社会的条件は存在していませんでした。庶民は、成人前に高等教育を受けることもできず、成人後に知的で複雑な専門労働に従事することもなく、自由時間に自由な活動を通じて人格を陶冶することもできずに、細分化された単純労働に長時間従事することによって知的・社会的能力を衰退させていたのです。このような生活状態と人間発達における階級間の大きな格差を少しでも縮小するにはどうしたらよいでしょうか。

そこでスミスは、庶民に対する分業の弊害を緩和するために、国民大多数を対象とする初等教育を提案しています。かれは、国民のほとんど全員に「教育の最も基本的な部分、つまり読み書き計算」を修得することを奨励し義務づける制度を次のように提案しています。国は、教区または地区ごとに小学校を設立し、教師の給与の経費を補助して、普通の労働者でも支払えるごく安い謝礼で教育を受けられるようにします。さらにスミスは、小学校の教育内容に、読み書き計算だけでなく「幾何学と機械学の初歩」を含めることを提案しています。つまり基礎的な技術教育です。なぜかと言いますと、「普通の職業で幾何学と機械の原理を応用する機会が少しもないものはめったにない」(WN 785-786/ III 149) からです。スミスはマニュファクチュアを説明するときに、一人の少年工がバルブのハンドルと機械の他の部分を一本のひもで結びつけるという「最大の改良の一つ」を発見したことを紹介しています (WN 20-21/ I 18-19)。スミスは、労働者が小学校で基礎的な技術教育を受け、生産現場で仕事をしながら自己の使用する道具や機械を改良し、それを通じて人間的能力を発達させることを期待したのです。

そのほかにスミスは、学業を奨励するために成績優秀な子どもに「少額の賞金や表彰バッジ」を国が授与することや、国民に初等教育を奨励するために、同業組合の親方身分を取得する者や町村で営業を許可される者すべてに政府が読み書きの試験を義務づけることを提案しています (WN 786/ I 149-150)。こうした提案を見るだけでも、スミスを単純な自由放任の思想家とみなす解釈が一面的であることは明らかでしょう。

## 4 経済的格差と累進税

### (1) 不平等容認論から平等主義への転換

次に、スミスの大きな政府論に関連する第 3 のテーマである累進税についてお話しします。税金の話に入る前に、スミスの平等思想の進化についてご説明します。スミスは、若い頃の『法学講義』では不平等容認論でした。しかし『国富論』では平等主義に変わります。どうしてスミスは平等についての考え方を大きく変化させたのでしょうか (新村 2016a)。

30 歳代の若い頃のスミスは、『法学講義』で、文明社会に貧富の格差があってもよいと述べています。スミスは、北米インディアンのような未開社会とヨーロッパの文明社会とを比較しています。未開社会では、人々は平等ですが、皆が貧しい生活をしています。これに対してヨーロッパの文明社会では、農工商業が発展し、貧富の格差は拡大しますが、文明社会の最も貧しい労働者でも、北米インディアンなどの未開社会の首長よりも豊かな消費生活をしています。つまりスミスは、文明化とともに貧富の格差が拡大しても、最底辺の労働者の生活水準が大きく改善されるならば、経済的格差の拡大は容認されると考えたのです。

しかしスミスは、『国富論』を準備する過程で、文明社会の将来の発展についても考えるようになります。スミスは、文明社会が発展していくと最初は不平等が拡大するけれども、さらに発展するとやがて平等化が進むようになると考えました。商業社会で資本が蓄積されると、一方では労働需要の増加によって賃金率が上昇し、他方では資本家の競争が激しくなって利潤率が低下するので、労働者と資本家の貧富の格差はしだいに縮小して平等化する傾向にあるとスミスは予測しました。しかもスミスは、たんに平等化の傾向があるだけでなく、今後は経済的格差を縮小して平等化をめざすべきであり、そのために政府も介入するべきであると考えようになるのです。

以上述べたスミスの平等思想の転換は、かれの文明社会史の理解における 2 段階論から 3 段階論への転換と関連しています。『法学講義』のスミスは、未開と文明を対比して、(1) 平等で貧困な未開社会から、(2) 不平等で富裕な文明社会へ、という 2 段階論を基本認識としていました。しかし『国富論』の



スミスは、資本蓄積論を基礎として文明社会の長期的発展を考慮するようになります。かれは、文明社会の現在と将来を区別して、(1) 平等で貧困な未開社会、(2) 不平等で富裕な現在の文明社会、(3) 平等で富裕な将来の文明社会、という3段階論で考えるようになるのです。その結果として、『法学講義』のスミスは(1)に対する(2)の優位性を主張するので不平等容認論者となり、『国富論』のスミスは(2)に対する(3)の優位性を主張するので平等主義者となったのです(新村 2016a)。

このような不平等の拡大から縮小への歴史的転換というスミスの考え方は、20世紀にクズネッツが主張した見解と似ています。クズネッツは、欧米先進国の所得統計を調べて、どの国でも工業化とともに最初は所得格差が拡大し、20世紀に入る頃からしだいに平等化してきたと主張しました。縦軸に不平等度、横軸に時間をとると、逆U字型のカーブいわゆるクズネッツ・カーブが成立するのです。

スミスは、すでに18世紀に、クズネッツとよく似た歴史的変化を考えました。つまり経済発展とともに、最初は所得の不平等が拡大するけれども、やがて平等化が進むようになると考えたのです。しかもスミスは、客観的な趨勢として経済的平等化が進むだけでなく、平等化をいっそう進めるべきであると主張しました。その有力な手段が税制でした。

当時の大きな問題は、地主と他の階級との貧富の格差です。当時の上流階級の中心である大地主がその地位を維持できるのは、長子相続法のために長男がすべての土地を相続できるからでした。スミスは、長子相続法を廃止して、子ども全員が財産を平等に相続する均分相続へ変えることを主張しています。スミスは、ペンシルベニアを例にあげながら、長子相続法がなければ、均分相続で所有地が細分化されていき、やがて大部分の土地所有者が小土地所有者になるであろうと予想しています。しかし当時は、地主層が強く反対するため、長子相続法の改革は容易ではありませんでした。イギリスで長子相続法が廃止されるのは1925年です。スミスは、土地相続法の改革のほかに、以下で述べるように、大土地所有者への課税強化として土地税の引き上げと累進的相続税の導入も考えました。

## (2) 税制による平等化

スミスが税制を通じた平等化をどのように考えたかをいくつかの具体例をあげてご説明します。まず道路通行税です。当時、有料道路の通行税は道路の補修費用に当てられており、重い馬車ほど道路を傷めるので通行税が高くなっていました。これに対してスミスは、富者の乗る高級馬車は重さに比例する以上に通行税を高くして、貧しい人々の荷馬車の通行税を安くすることを次のように提案しています。

「ぜいたくな車、たとえば四輪馬車や駅伝馬車に課する通行税を、二輪または四輪の荷馬車などのような生活に欠かせない用途の車に課する場合よりも重さの割にいくぶん高くするならば、その国のすべての地方への重い財貨の運送費が安くなって、富者の怠惰と虚栄をごく無理のないやり方で貧者の救済に役立たせることができるであろう。」(WN 725/ III57)

次は家賃税です。高所得者ほど収入に占める家賃の比率が高いので、家賃に比例税を課すと、高所得者ほど収入に占める家賃税の割合も高くなります。スミスは、家賃税の累進的負担について次のように述べています。

「生計費全体に対する家賃支出の割合は、財産の程度に応じて異なる。……だから家賃税は一般に富者にもっとも重くかかるだろうが、このような不公平ならおそらく非常に不合理なことは何もないであろう。富者がその収入に比例してというだけでなく、いくらかそれ以上に公共の経費に参与したらよいというのは、著しく不合理なことではないからである。」(WN 842/ III249)

スミスは、以上のように、富者の負担が重い累進税を明確に支持しました。他方で、富者の負担が軽い逆進税をきびしく批判しています。スミスは、フランスやサルディニアでは、農民が高い税金を支払い貴族が税金を免除されていることについて、「租税制度がこの不平等を緩和するどころかいつそうひどくしている」(WN 835/ III237-238)と批判しています。スミスは租税が不平等を緩和せずに拡大していることを批判するのですから、当然租税による所得の平等

化を支持していたと考えられます。またスミスは、窓の数に比例して課税される窓税の逆進性について、ロンドンには富者が住んでいるのに、窓の数が少ないために窓税が少ないのは不公平であると批判しています (WN 846/ III256)。

スミスの累進税の主張としてもっとも重要なのは所得税です。スミスの時代には、すべての所得を合計して課税する制度はなく、地代・利潤・賃金などの個々の所得ごとに一定税率で課税するかまたは非課税でした。スミスは、地主の地代だけに課税して、資本家の利潤と労働者の賃金には課税すべきではないと主張しました。地代に課せられる税は、土地の評価額を課税標準として比例税を課したので土地税 (Land tax, 地租) と呼ばれていました。土地税は、地主の地代だけに課されて (税率約 20%)、資本家の利潤と労働者の賃金は非課税 (0%) ですから、総所得に対する税率は 20% と 0% で、実質的な累進的所得税となっていました。

それだけではありません。スミスは、地代に課する土地税について、フランス型とイギリス型とを比較しています。フランス型の変動土地税は、地代が増加すると課税標準となる土地の評価額も増加して税金も増加します。他方イギリス型の定額土地税は、地代が増加しても土地の評価額と税金は不変で、地主の税負担率は低下していました。スミスは『法学講義』では、イギリス型の定額土地税が、地代が増加しても税金が増えないので地主の土地改良の意欲を妨げないのでよいと支持していました。しかし『国富論』では、英仏の土地税制への評価を逆転させて、地代の増加に比例して地主の税負担が増加するフランス型の変動土地税を公平な税制として支持するようになります。

スミスは、相続税についても累進税を支持しました。かれは、『国富論』で、古代ローマ、スコットランド、オランダなどの相続税を考察しています。スミスは、当時イギリスよりもいろいろな点で先進国であったオランダの累進的相続税をとくに詳しく紹介しています。子どもは非課税、配偶者は 2%、傍系親族は親等に依じて 5~30% の累進税です。スミスは、イギリスもオランダのような累進的相続税を導入することがのぞましいと考えていたようですが、『国富論』では明示的な提案はしていません。

その後、スミスの意図を汲んで相続税の改革を推進したのが首相小ピットでした。親子が同名のウィリアム・ピットなので、父親が大ピット、息子が小ピットと呼ばれています。小ピットは、学生時代に『国富論』を読んで感銘を受

け、1783 年に 24 歳でイギリス史上最年少の首相になると、スミスの政策提案を次々と実現させていきます。1784 年にインド法を成立させて、スミスが批判していた東インド会社の特権を削減します。つぎに、1786 年に英仏通商条約（イーデン条約）を締結して、スミスが強く主張していた英仏両国の自由貿易を実現させました。

その小ピットが、スミスの没後に、相続税の大改革を実施します。ピットの相続税改革案は、スミスが『国富論』で支持していた相続税制度とよく似ています。当時のイギリスの相続税は 1% の定率印紙税でした。スミスが『国富論』で支持し、小ピットが議会で提案したのは、印紙税を直接課税に変えて、1% の定率ではなく累進的な税にすることでした。さらに、当時のイギリスの相続税は動産だけに課せられていたのですが、スミスは不動産にも相続税を課することを主張していました。小ピットは、動産だけでなく不動産の相続税も議会で提案しますが、これは地主層の反対で実現しませんでした（英国で不動産相続税が成立するのは 1853 年）。スミスの『国富論』は、経済学の歴史においておそらく最初に累進的相続税について語った書物であるだけでなく、その端緒的実現にも寄与したと考えられるのです。

つぎに、消費税の改革についてお話しします。消費税は、富者が主として負担する奢侈品消費税と、貧者が主として負担する必需品消費税では性格が大きく異なります。イギリスでは、名誉革命の頃に奢侈品消費税が導入されました。その後 18 世紀になって、政治家ウォルポールは、一方で地主が負担する土地税を大幅に減税するとともに、庶民が負担する塩や石けんやろうそくなどの必需品消費税を導入しました。その結果、ウォルポールへの地主層の支持が強まり、ウォルポールは長期安定政権を維持しますが、他方で、庶民は必需品消費税に苦しむことになりました。

スミスが『国富論』で提案している消費税改革は、ちょうどウォルポールと反対です。スミスは、一方で地主が負担する土地税を地代の増加に比例して増税する税制へ改革することを主張すると同時に、他方で消費税については、富者が主として負担する奢侈品消費税を維持しつつ、庶民が主として負担する必需品消費税を廃止することを提案しています。

最後に、奢侈品消費税の中でも、貧者の奢侈品と言われたビールやエールに対する消費税についてのスミスの改革案を見ておきます。当時、ビール税、エ

ール税、麦芽税という 3 税がありました。そして労働者階級が支払うビールやエールの価格にはこれら 3 税が含まれていたのに対して、自家醸造を行っている中上流階級は、ビール税とエール税を負担せず、麦芽税だけしか支払っていませんでした。この逆進的で不公平な税制に対して、スミスは、ビール税とエール税を廃止して麦芽税に一本化することを提案しています (WN 888-891/Ⅲ330-336)。スミスは、酒税についても、労働者に重く富者に軽い逆進的な税制を改革することを主張したのです。

## 5 おわりに — 福祉国家思想の先駆者スミス —

最後に、以上ご説明してきたスミスの思想を、全体としてどう捉えるべきかについてお話しします。1980 年代にアメリカ合衆国のレーガン大統領やイギリスのサッチャー首相の新自由主義的政権が登場したときに、スミスはしばしば新自由主義のシンボルとして利用されました。たとえばレーガン大統領の選挙運動員は、スミスの顔をプリントしたスミスネクタイを締めて選挙運動をしました。しかしスミス研究者の中には、スミスを新自由主義の先駆者ではなく、むしろ福祉国家思想の先駆者として考えるべきであるという意見が当時からあり、その後も増え続けてきました。

世界で福祉国家と呼ばれる国々はひじょうに多様ですが、その多くに共通する政策があります。第 1 は累進税で、累進的所得税や累進的相続税は多くの福祉国家に共通する税制です。第 2 に、財政支出によって低所得層の教育費負担を軽減して、教育の機会均等を実現することが多くの福祉国家に共通する政策です。第 3 に、金融規制によって金融を安定化させる政策も多くの福祉国家で行われています。他方で、新自由主義と呼ばれる国々では、高所得層を減税し、教育費の個人負担を増加させ、金融規制を緩和して自由化を推進しています。

本日も説明したように、スミスは、金融規制を強化し、富裕層に累進的税負担を課して、低所得層の教育費負担を軽減して教育の機会均等を目指しました。こうした点を考慮するならば、スミスは、新自由主義ではなく福祉国家思想の先駆者とみなすことができるのではないのでしょうか。

最後にスミスの政府介入についてまとめます。本日のお話の冒頭で、スミス

の『国富論』に自由放任と政府介入の二側面が共存していることを謎と呼びました。この謎はどうしたら解けるでしょうか。重要なことは、2種類の政府介入を区別することです。第1は、封建制、絶対王政、重商主義などの、19世紀に自由主義国家が成立する以前の古い種類の政府介入です。第2は、20世紀に登場する福祉国家の先駆的形態とみなしうる新しい種類の政府介入です。

スミスは、一方で、封建制や重商主義などの古い種類の政府介入をきびしく批判して自由放任を主張しました。同時にスミスは、福祉国家の先駆とも見えるような新しい種類の政府介入、すなわち金融規制、公教育、累進税などを主張しました。つまりスミスは、古い種類の政府介入を批判すると同時に、新しい種類の政府介入を支持したのです。したがって、スミスの『国富論』に、自由放任と政府介入の二側面が共存していることは、少しも不思議ではありませんし謎でもありません。スミスが主張した自由放任は古い種類の政府介入への批判であり、スミスが支持した政府介入は新しい種類の政府介入だからです。

以上で終わります。ご静聴どうもありがとうございました。

#### 参考文献

- Smith, A. ([1776] 1976) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Clarendon Press, Oxford. (WN と略記, 大河内一男監訳『国富論』Ⅰ～Ⅲ, 中央公論社, 1976年。本文中の引用文では、原書と翻訳のページ数を/で区切って表示する。)
- (1978) *Lectures on Jurisprudence*, Meek R. L., Raphael, D. D., and Stein, L. G. (Eds.), Clarendon Press, Oxford. (水田洋他訳『アダム・スミス法学講義 1762～1763』名古屋大学出版会, 2012年, がAノートの訳, 水田洋訳『法学講義』岩波文庫, 2005年, がBノートの訳。)
- 新村聡 (2016a) 「アダム・スミスの平等論と分配的正義論」『立教経済学研究』69(4), 49-67 ページ。
- (2016b) 「アダム・スミス」, 川波洋一・上川孝夫編『現代金融論 [新版]』有斐閣, 98-99 ページ。
- (2018) 「アダム・スミスにおける大きな政府論の形成過程に関する一考察——『法学講義』から『国富論』への租税論の発展——」『岡山大学経済学会雑誌』49(2), 1-15 ページ。
- (2023) 「福祉国家思想の先駆者としてのスミス——『国富論』における平等主義・公教育・累進税——」『思想』2023年11月号 (no. 1195), 11-24 ページ。
- (2024) 「アダム・スミスの大きな政府論—金融規制・公教育・累進税—」『アダム・スミス生誕 300 年記念講演会記録集』東京経済大学, 5-21 ページ。

(付記) 本稿は 2023 年 10 月 21 日に成城大学で開催された「アダム・スミス生誕 300 年記念講演会」の講演内容をもとにして執筆したものである。

(にいむら・さとし 岡山大学特命教授・名誉教授)